

## 鹿 児 島 県 公 報

令和3年7月2日（金）第222号の2



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

公

告

○令和3年度職業訓練指導員試験公告

（雇用労政課取扱い） 1

公

告

## 令和3年度職業訓練指導員試験公告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条第1項の規定により、令和3年度職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和3年7月2日

鹿児島県知事 塩田康一

## 1 試験の実施期日

## (1) 学科試験

令和3年9月5日（日）

ア 指導方法 午前10時から午前11時まで

イ 関連学科 実施しない。

## (2) 実技試験

実施しない。

## 2 試験の実施場所

かごしま県民交流センター（鹿児島市山下町14番50号）

## 3 試験を実施する免許職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）別表第11の免許職種の欄に掲げる免許職種

## 4 学科試験の科目

指導方法（職業訓練原理，教科指導法，訓練生の心理，生活指導及び職業訓練関係法規）

## 5 受験資格

試験を受けることができる者は，法第30条第3項に定める者であつて，6に該当することにより，実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科の免除を受けることができるものとする。ただし，次のいずれかに該当する者は，試験を受けることができない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられた者

(2) 職業訓練指導員免許の取消しを受け，当該取消しの日から2年を経過しない者

## 6 試験の免除

実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けることができる者は，次のとおりとする。

| 免除を受けることができる者                    | 免 除 の 範 囲            |
|----------------------------------|----------------------|
| 免許職種に関し，1級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者 | 実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科 |
| 免許職種に関し，2級の技能検定に合格した者            | 実技試験の全部              |
| 職業訓練指導員免許を受けた者                   | 学科試験のうち指導方法及び関連学科の系  |

|   |  |
|---|--|
|   | 基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）                                  |
| 免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者   | 実技試験の全部  |
| 職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者  | 学科試験のうち指導方法  |
| 免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）に合格した者                             | 学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科） |
| 職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者  | 学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）                            |
| 免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。） | 学科試験のうち指導方法  |
| 免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。） | 学科試験のうち関連学科  |
| 免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）        | 実技試験の全部  |
| 免許職種に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者   | 学科試験のうち関連学科  |
| 免許職種に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者   | 学科試験のうち関連学科  |
| 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）   | 学科試験のうち関連学科  |
| 省令別表第11の3の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者  | 省令別表第11の3の免除の範囲の欄に掲げる試験  |
| 省令第45条の2第3項第4号に規定する者  | 実技試験の全部  |

- 7 試験手数料  
学科試験 3,100円
- 8 受験手続
- (1) 提出書類等
- ア 職業訓練指導員試験受験申請書  
イ 写真（申請前6月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルの脱帽正面上半身像のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）  
ウ 受験資格を証明する書面  
エ 試験の免除を受けようとする者は、試験の免除を受けることができる者であることを証明する書面  
オ 試験手数料（鹿児島県収入証紙を受験申請書に貼り付けて納入すること。ただし、送付の方法により受験申請書を提出する者で、鹿児島県収入証紙を入手しにくいものにあつては、鹿児島県収入証紙に代えて普通為替証書又は定額小為替証書を同封することができる。なお、受験申請書等を受理した後は、試験手数料は返還しない。）
- (2) 提出書類等の提出先  
鹿児島県商工労働水産部雇用労政課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）
- 9 提出書類等の受付期間  
令和3年7月15日（木）から同年8月5日（木）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。  
なお、送付の方法により提出する場合は、令和3年8月5日の消印のあるものまで受け付ける。
- 10 職業訓練指導員試験受験申請書の用紙の交付  
職業訓練指導員試験受験申請書の用紙は、鹿児島県商工労働水産部雇用労政課において交付する。  
なお、同用紙を送付の方法により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、140円分の切手を貼った返信用封筒（縦33センチメートル、横24センチメートルの角形2号）を同封すること。
- 11 受験票の交付  
職業訓練指導員試験受験申請書を受理し、受験資格があると認めた者に対しては、受験票を交付する。
- 12 合否判定の基準  
学科試験の指導方法について満点の6割以上の得点がある場合に合格とする。
- 13 合格者の発表  
合格者の受験番号を令和3年9月24日（金）に鹿児島県商工労働水産部雇用労政課前の廊下及び鹿児島県のホームページ（<https://www.pref.kagoshima.jp/>）において掲示するとともに、合格者に対し、郵便により通知して行う。
- 14 その他
- (1) 試験についての照会（試験の合否に係るものを除く。）は、鹿児島県商工労働水産部雇用労政課（電話099-286-3019）に対して行うこと。
- (2) 提出書類等を送付の方法により提出する場合は、必ず書留郵便によるものとし、封筒の表に「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と朱書すること。
- (3) 試験に関して、不正行為を発見したときは、その者について試験を停止させ、又はその者の試験を無効とする。  
なお、不正の手段によって試験を受け、合格した者に対しては、合格を取り消し、合格証書を返還させる。
- (4) 受験者のうち希望する者には、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）第23条の規定により試験結果（科目別得点）を開示する。  
なお、開示を行う期間は合格者の発表の日から起算して1月間とし、開示を行う場所は鹿児島県商工労働水産部雇用労政課とする。